登録申請書等の記入要領

1 屋外広告業登録申請書(第12号様式)

(表面)

- ①「登録の種類」、「法人・個人の別」の欄は、該当する方に〇印を付してください。
- ②※印のある欄は、初回登録の場合、記入しないでください。
- ③「氏名」の欄は、個人の場合には氏名(商号、屋号等がある場合には併記してください)、 法人の場合は、法人名と代表権を有する代表者の氏名を記入してください。
- ④「住所」の欄は、個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所(本社、本店等) の所在地を記入してください。
- ⑤「1 三重県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」の欄には、三重県内で広告物を設置する等、県内で屋外広告業を営む営業所を全て記入してください。 「営業所」とは、広告物等の設置に関して、請負契約を締結する等営業の中心となる事務所をいい、営業所が県内にあるかどうかを問いません。県外にある営業所でも県内で営業する場合には記入してください。

なお、記入欄が不足する場合には、別紙を添付して同様に記入してください。

⑥「2 業務主任者の氏名及び所属する営業所の所在地」の欄には、上記⑤で記入した営業所について、その営業所毎に設置される業務主任者を記入してください。

業務主任者は、当該営業所に専任の者であることまでは要しませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその営業所の業務に随時従事し得ることが必要です。

「摘要」の欄には、業務主任者になれる資格のうち、当該業務主任者が該当する資格の名 称(屋外広告物講習会修了者、屋外広告士等)を記入してください。

なお、記入欄が不足する場合には、別紙を添付して同様に記入してください。

(裏面)

⑦「9 法人である場合の役員の職氏名」の欄には、当該法人の役員の役職名と氏名を記入 してください。

記入欄が不足する場合には、別紙を添付して同様に記入してください。

なお、法人の役員とは、次に掲げるものが該当します。

業務を執行する社員一合名会社の社員又は合資会社の無限責任社員

取締役 一株式会社等の取締役(社外取締役や非常勤の取締役も含む)

執行役 一指名委員会等設置会社の執行役

これらに準ずる者 一法人格のある各種の組合の理事等

- ※監査役、監事、有限責任者、事務局長等は役員には含まれません。
- ⑧「未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所」の欄には、登録申請者が未成年である場合には、法定代理人の氏名及び住所を記入してください。
- ⑨「5 他の地方公共団体における登録番号」の欄には、他の都道府県等で屋外広告業の登録を受けている場合は、記入してください。

2 誓約書 (第12号様式の2)

①誓約書は、一申請につき一枚、登録申請者が一括して誓約し、記名する形で提出してください。

3 業務主任者の資格を証する書面

- ①業務主任者の資格(条例第 26 条第 1 項参照)を証する書面の写しを添付してください。
 - (例) 講習会修了証書の写し

屋外広告士登録書証の写し 技能検定合格証書の写し

4 略歴書(第12号様式の3)

① 登録申請者(未成年である場合は、法定代理人を含む)及び役員について提出してください。

「法人の役員・本人・法定代理人」のうち、該当するものにレ印を記入してください。

- ②「現住所」の欄には、登録申請者の居住している住所を記入してください。
- ③「略歴」の欄は、屋外広告業に関する職歴のみを、記入してください。現在に至るまでの 職務又は業務内容及び役職名を記入してください。
- ④「行政処分等」の欄は、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴又は屋外広告物法に基づく条例による処分を受けた経歴について記入してください。特になければ、「該当なし」と記入してください。

5 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

- ①登録申請者が法人である場合、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(発行日から3か 月以内)を添付してください。
- ②役員の登記を要さない法人(農業協同組合)の場合は、役員の選出に関する議事録の写し 等を添付してください。代表理事については、登記事項証明書が必要です。

6 住民票抄本又はこれに代わる書面

- ①登録申請者(未成年である場合は法定代理人を含む)が個人である場合、当該個人の住民 票抄本(発行日から3か月以内)を添付してください。
- ②業務主任者の住民票抄本(発行日から3か月以内)も添付してください。
- ③住民票抄本は、必ず個人番号の記載のないものを添付してください。
- ④外国籍の方は、市区町村の発行する登録原票記載事項証明書を添付してください。

注:個人が「法人成り」した場合には、変更届ではなく、法人としての新規の屋外広告業の申請及び個人の廃業等の届出が必要となります。また、個人事業者が代替わりにより業務を別の個人に承継する場合は、元々の個人の廃業等の届出及び承継する方の新規の屋外広告業の登録が必要です。